

平成 15 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄
(コード番号：7640 東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役総務部長 渡辺 俊一
(TEL . 025 - 232 - 0008)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 12 月 17 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 1 月 28 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の取締役及び社員の業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、ストックオプションとして当社の取締役および社員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

本総会終結時に在任する当社取締役及び同総会終結時に在籍する社員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 50,000 株を上限とする。

(3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数は 100 株単位とする。

なお、新株予約権を発行する日以降、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の株式は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、発行日の終値を下回らないものとする。（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）

なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

(6) 新株予約権権利行使期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(7) 新株予約権行使の条件

対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。

この他、権利行使の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と前記(1)に定める者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係わる義務を継承する時を除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったために新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権について無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権の譲渡は取締役会の承認を必要とする。

上記以外の新株予約権の発行条件は、総会決議後の取締役会で決定する。

以上